**「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについて（提言）」関係部分の概要**

資料３

**１　取組みの基本理念**

　障害者権利条約、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、広域自治体として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するとともに、もって、共生社会の実現を目指す。

**２　取組みの原則**

　基本理念に基づき、差別解消の取組みを、広く府民の理解を得ながら行っていくため、以下の事項を原則とする。

（１）障がい者は地域社会で共に暮らす一員であること

（２）障がい理解を深めることがもっとも重要な、かつ基礎となる取組みであること

（３）これまでの先進的な取組みを継承しつつ、法的整備を含む現状を踏まえて、府ならではの取組みを行うこと

（４）府、市町村、府民がそれぞれの役割の下に相互に連携しつつ、取組みを行うこと

（５）広域自治体として、積極的に広域的な仕組みを整備すること

（６）取組み内容を定期的に検証し、改善を図ること

**３　取組みの３本柱**

　基本理念及び原則を踏まえ、以下の３つを柱として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを行う。

（１）何が差別に当たるのかについて、府民共通の物差しとなる「ガイドラインの策定」

平成２６年度内を目途に、障がいを理由とする差別の内容や望ましい合理的配慮の事例をわかりやすく示し、府民共通の物差しとなるガイドラインを策定する。

（２）障がいを理由とする差別に関する「相談、紛争の防止・解決の体制整備」

既存の相談機関・相談事業を活用していくことを基本としつつも、障がいを理由とする差別に関して、第三者的な立場で、相談、紛争の防止・解決を行うための府独自の体制整備を図る。

（３）障がいや障がい者に対する理解を深めるための「啓発活動の促進」

ガイドラインの周知とあわせて、府の様々な取組みを普及啓発することをはじめ、共生社会実現のため、広く障がい理解を深めるための啓発活動を促進する。

**４　相談、紛争の防止・解決の体制整備のあり方**

（１）府における体制整備

府・市町村の適切な役割分担のもと、府は広域的な立場から、市町村等地域の相談活動を支援する仕組みやより専門的・中立的な立場から地域での解決が困難な事案に対応する仕組みを講じる。

* 障害者差別解消法における基本的な考え方

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。

（２）地域の相談活動を支援する仕組み

専門性を有する人材（広域専門相談員）を府に配置し、困難事案の助言や調整等を行い、相談事案の解決を図る。個別の相談事案の内容に応じて、様々な分野等に対応した、より専門性の高い人材の活用等も検討する。

* 考えられる機能

当事者双方の意見・状況の聴取、協議の場の設定や関係機関との調整

（３）地域での解決が困難な事案に対応する仕組み

学識経験者、当事者、事業者等で構成する合議体を府に設置し、関係者等の意見を聞きながら、不当な差別的取扱いに係る事案について、助言やあっせん案の提示を行う。なお、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて対象事案の取扱いは将来の検討課題とする。

* 実効性の確保

勧告制度や勧告に正当な理由がなく従わない場合などの公表制度などについても検討が必要。

（４）合理的配慮の不提供

個別性が高いことから紛争を未然に防止することを目指す。事業者における合理的配慮に係る積極的な取組みを一層促す仕組みを検討する。

（５）障害者差別解消支援地域協議会

国の動向を踏まえつつ、設置に向けた検討を行う。

* 障害者差別解消法における位置づけ

地域における様々な関係機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして組織。適切な相談窓口を有する機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、協議会の構成機関等における調停、あっせん等の様々な取組みによる紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し等が期待される機能として挙げられている。

（６）条例の必要性の検討

体制整備やその権限の根拠として条例が必要かどうかを検討する。

* 条例の必要性についての主な議論

ア　ガイドラインは、条例等を根拠とする実効性あるものとすべき。

イ　事業者としても、条例により内容が明確化されている方が、利用者への対応がしやすい。

ウ　具体的に、府独自の相談等の体制を考えると、紛争の解決機関の設置、権限の根拠として条例が必要。

エ　障害者差別解消法の不十分さを補完する、ガイドラインを明確にする、また、既存の相談機関では対応できない紛争を解決する機関を作るために条例が必要。

オ　差別をしてはいけないと一方的に規定するのでもなく、一般的に、どう知らしめるかということが課題。

カ　相談、紛争の防止等の体制整備に特化したものとすることもあるし、あるいは他の自治体の条例のように、もっと幅広く共生社会づくりを目標に、啓発機能を持ったものとすることも考えられる。後者の場合は、府民や事業者への啓発効果も上がってくる。

キ　単に条例が必要というだけでなく、どのような条例が必要なのか、もっと議論が必要である。

ク　条例にするならば議会の理解が得られるようなしっかりとした内容にする必要がある。

ケ　ガイドラインは条例に比べて幅広に書くことができるが、やはり条例はその性格上内容に制約がある。多様な障がいがある中で、条例でひとまとめにするのは難しい。

* 府の独自性についての主な議論

ア　不特定多数が利用する病院等施設に関し、府圏域を越えて扱いが異なるとわかりにくいので、隣接する府県で内容を同じようにしてほしい。

イ　「府としてこうあるべき」との考え方は必要ではないか。

ウ　近隣の府県と協調を図るべきということは一つの見解ではあるが、運用の中で、問題が出てくれば調整していく方がよいのではないか。